④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐、㋑の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者が下記㋐の実績を有している他に、代表者を含む構成員の何れかが、下記㋑の実績を有すること。各構成員が下記㋐又は㋑の何れかの実績を有すること。

㋐　コンクリート橋上部工事で次のⓐからⓔの要件を満たす施工実績を有すること。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。

ⓒ　最大支間長が65m以上であること。

ⓓ　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

ⓔ　ⓐからⓓの施工実績が適切なものであること。

ただし、ⓐからⓔは同一の橋梁で施工した実績であること。

㋑　橋梁下部工工事で次のⓐ及びⓑの要件を満たす施工実績を有すること。

ⓐ　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績であること（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）。

ⓑ　ⓐの施工実績が適切なものであること。

ただし、ⓐ及びⓑは同一の橋梁で施工した実績であること。

上記㋐、㋑は同一工事でなくても良い。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記ⅰ）及びⅱ）の要件を満たしていること。若しくは、代表者の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が下記ⅱ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記ⅰ）又はⅱ）何れかの要件を満たしていること。

ⅰ）コンクリート橋上部工事で次のⓐからⓔの要件を満たす施工経験を有すること。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。

ⓒ　最大支間長が65m以上であること。

ⓓ　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

ⓔ　ⓐからⓓの施工経験が適切なものであること。

ただし、ⓐからⓔは同一の橋梁で施工した経験であること。

ⅱ）橋梁下部工工事で次のⓐ及びⓑの要件を満たす施工経験を有すること。

ⓐ　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事の施工経験であること（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）。

ⓑ　ⓐの施工経験が適切なものであること。

ただし、ⓐ及びⓑは同一の橋梁で施工した経験であること。

上記ⅰ）及びⅱ）は同一工事でなくても良い。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号長内川橋工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。